



医師法第21条の法解釈の現状

医師法第21条が問題視されて時間が経っているが、法解釈の現状を、いつき会ハートクリニック・佐藤一樹氏に。 (岩手県 〇)



「異状死」を警察に届出する法律などなく、死体を検案して異状を認めた場合だけ届出義務がある

医師法に「異状死の届出義務」を課した法律はない。「異状死」の概念規定や定義もない。「第四章・業務」に属する21条は「異状死体等の届出義務」であり、死体検案業務に関する法律である。「医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検案して異状があると認めるときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない」。条文は平坦で、「検案」の意味さえ把握できれば明確に文理解釈（言葉の意味から論理的に導かれる解釈）できる。

この「検案」の意味は法医学用語上も最高裁判例上も一致している。「検案」の意義に正面から向き合って判断を示した裁判は、都立広尾病院届出事件が唯一である。その最高裁判決要旨は、「医師法21条にいう死体の『検案』とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査すること（下線筆者）をいい、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わないと解するのが相当であり、これと同旨の原判断（＝東京高等裁判所の判断）は正当として是認できる」。

したがって、「診療関連の死亡事故が発生しても、外表を検査して異状がなければ、警察署に届け出る義務はない」と断言できる。届け出るか否かの判断には、診療経過を振り返ることなく、目の前にある死体の外表の検査一点のみに集中すればよい。「異状死」の概念・定義を考える必要はない。過失の有無を検討する必要もない。患者家族に対する説

明義務を果たせば、倫理的にも法律的にも問題はない。無論、患者家族には告訴権（刑法231条2項）があり、警察に告訴状や被害届を出す権利が確保されている。

ところが現在、法律に詳しくない医療者には「医療過誤によって死亡又は傷害が発生した場合又はその疑いがある場合には、施設長は、速やかに所轄警察署に届出を行う」（2000年7月厚生省保健医療局国立病院部政策医療課作成『リスクマネジメントマニュアル作成指針』）ことが法律の遵守だという誤解が蔓延した。この結果、20世紀には年間平均2件だった警察届出からの立件送致数が、級数的に増加した（図1）。

だが、上記判決以前に作成されたこの「指針」に、法律的根拠はない。21条と比較すれば、対象が「死体」と「死亡または傷害(その疑い)」で次元が異なる。さらに、主体も「検案した医師」と「施設長」、状況も「検案での異状」と「医療過誤」、届出時間も「24時間以内」と「速やかに」とまったく異なる。医師法第21条は、第33条2項に処罰規定がある「刑罰法規」である。刑法に準ずる法律であるからは、類推解釈は禁止され、拡張解釈は厳に慎むべきである。しかし、厚労省は最高裁判決後も上記「指針」を放置したまま。また、日本法医学会も1994年5月「異状死」を独自に定義した「異状死ガイドライン」に加え、2002年9月「『異状死ガイドライン』についての見解」で「死

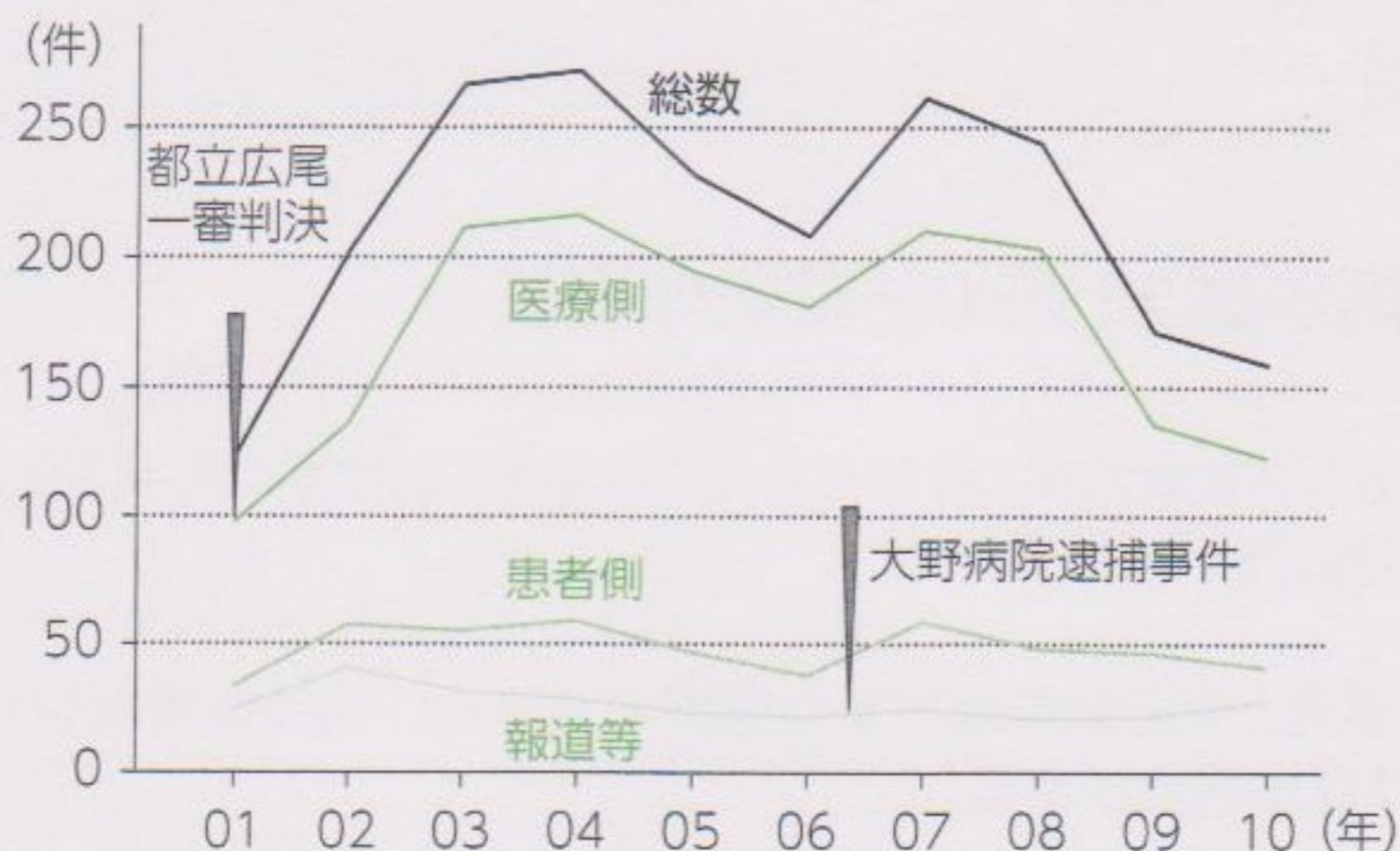


図1 医療事故立件送致数—この10年

亡に至る過程が異状であった場合にも異状死体の届け出をすべきである」と強調した「診療関連過程異状届出説」を取り下げていない。

このような厚労省と法医学会の不作為と、判決を正しく報道しないメディアの思惑も相まって医師の大多数がミスリードされたままである。法律に疎い頭脳に「診療関連異状死の場合は警察届出」が刷り込まれた。プロフェッションたる医師は、自己の業務に関する法律を正しく理解しリセットせねばならない。本稿を読んだ直後に、裁判所のHP上に公開されている2003年5月19日広尾病院事件控訴審判決と2004年4月13日最高裁判決を直接手にとって読破すべきである。これでミスリードから解放される。厚労省、法医学会、メディアの呪縛が解ける。そして、施設長は、厚労省の混乱的超解釈を反映した「異状死届出ガイドライン」を「異状死体検案届出ガイドライン」に書き直すべきである。

なお、最高裁判決後の2004年9月30日、日本内科学会、日本外科学会等全19学会は、「診療行為に関連した患者死亡の届出について～中立的専門機関の創設に向けて～」を発表し、現在もいわゆる「医療事故調査委員会」設立の方向にある。この内容には「どのような事例を異状死として所轄警察署に届出なければならないのかが重要な問題になってきて

いる……明確な基準がなく、臨床現場に混乱が生じている」とあるが、根本的に21条を理解していない。「異状死を警察に届出するくらいなら第三者からなる中立的専門機関に届出したほうがよい」という安直な発想だ。元々「異状死を警察に届出する」法律などない。警察届出義務には明確な基準がある。「死体を検案（外表検査）して異状を認めた場合」だけだ。医療界は、医療安全・再発防止対策を、現場を知らない厚労省医系技官、依頼者に偏った事実認定の主張を業とする弁護士、有識者と呼ばれる得体のしれない輩に丸投げしてはならない。2004年9月30日に戻り、改めて医師法第21条を確認すべきである。

●文献

- 1) 田邊 昇：医療訴訟とリスクマネジメント 第1版、医療文化社、東京、2008、p125.
- 2) 高山佳奈子：別冊ジュリスト「医療判例百選」、No.183:8、2006.
- 3) 佐藤一樹：「医師法21条」再論考—無用な警察届出回避のために、東京保険医新聞、2011年10月25日.
- 4) 佐藤一樹：「異常死」の定義はいらない—無用な警察届出回避のために（その2）、東京保険医新聞、2011年11月15日.

◆回答

いつき会ハートクリニック院長
佐藤一樹